

平成29年度 第27回 役員会議事要旨

日 時 平成30年3月28日（水） 10時29分～11時10分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，山下附属病院長

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から，役員会で協議し，教育研究評議会及び経営協議会で審議した案件21件について，一括審議する旨の説明があった。

次いで，総務課長から一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

- (1) 教育研究院の設置に伴う関係規則等の新規制定及び一部改正について
本件は，平成30年2月28日の役員会における国立大学法人佐賀大学教育研究院規則をはじめとした上位規則等の新規制定及び一部改正に次いで，関係規則等について，新規制定及び一部改正を行うもの。
- (2) 国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則の一部改正について
本件は，現行規則では，苦情相談から解決までの手続きにおいて時間を要しているため，手続き等の見直しを図り，一部を改正するもの。
- (3) 平成30年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について
本件は，国立大学法人法第35条において読み替える独立行政法人通則法第31条の規定により年度計画を作成し，文部科学省に届け出するもの。
- (4) 改組に伴う入学定員の変更について
本件は，平成31年4月実施予定の改組に伴う入学定員の変更による運営費交付金等の影響額について審議するもの。
- (5) 平成30年4月1日における新たな教員組織の運営体制について

本件は、平成30年2月28日制定の「国立大学法人佐賀大学教育研究院の設置に伴う運営体制の整備に関する要項」に基づき、教育研究院の初代の役職者等の体制を示すもの。

- (6) 定年年齢を超えて無期労働契約へ転換する職員に対する雇用期限の規定について

本件は、平成30年4月1日以降、無期労働契約への転換申込みが可能となることから、定年年齢を超えて雇用される職員が無期労働契約に転換した場合の雇用期限について規定するもの。

- (7) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに係る有期労働契約の契約期間の取扱いについて

本件は、教育的及び処遇面における配慮から、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを有期労働契約の契約期間の上限を定める規定の適用除外とするもの。

- (8) 国立大学法人佐賀大学における役職員の再就職等の規制に関する規程の様式の一部変更について

本件は、改正令による改正に伴い、役職員が離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合に国立大学法人等の長に届出をしなければならない事項を追加するもの。

- (9) 国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則等の見直しについて

本件は、国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則の廃止、国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規程の改正、及び国立大学法人佐賀大学情報セキュリティ及び不正アクセス防止に関する規則の改正を行うもの。

- (10) 平成28年度剰余金の繰越承認に係る目的積立金及び事業計画について
本件は、文部科学大臣の繰越承認を受けた平成28年度の剰余金について、本学の目的積立金とし、事業計画を決定するもの。

- (11) 「平成30年度予算編成における財務戦略について（案）」及び「平成30年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算（案）」について

本件は、本学の平成30年度予算編成における財務戦略及び平成30年度収入・支出予算を策定することを目的とするもの。

- (12) 平成30事業年度 長期借入金の償還計画の認可申請について

本件は、平成30年度において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金の償還を行うことを目的とするもの。

- (13) 平成30年度学長裁量経費（施設整備関連経費）の選定について

本件は、平成30年度の学長裁量経費により実施する営繕事業について選定するもの。

- (14) 大和町宿舎の整備計画の変更について
本件は、平成29年3月22日の役員会で決定した大和町宿舎の整備計画を1年程度延期するもの。
- (15) 平成31年度入学生からのPC必携化について
本件は、平成31年度入学生から、学修活動の活性化を目的として、PC等の情報端末必携化を実施するもの。
- (16) 「副専攻プログラム」の編成に伴う佐賀大学学則等の一部改正について
本件は、複眼的思考を培う学生を育成するために、「副専攻プログラム」を編成、実施することに伴い、学則等の一部改正を行うもの。
- (17) 各学部及び各研究科規則の一部改正について
本件は、成績の評語（評価）（秀・優・良・可・不可）により難しい授業科目については、合又は否の評語をもって表すこととされていることから、各学部及び各研究科の関連規則について、一部改正を行うもの。
- (18) サイバー大学との単位互換について
本件は、本学学生に対し、教育内容の充実及び修学機会等の拡大を図ることを目的として、サイバー大学との単位互換協定書及び授業科目提供に関する契約書を締結するもの。
- (19) 佐賀大学全学教育機構規則の一部改正について
本件は、全学教育機構において、副専攻プログラムの実施、大学院教養教育の支援及び生涯学習の実施を行うことに伴い所定の改正を行うもの。
- (20) 温州大学との大学間学術交流協定の締結について
本件は、本学及び温州大学間において、大学全体で学術交流を推進するため、大学間学術交流協定を締結するもの。
- (21) 佐賀大学学則の一部改正について
本件は、佐賀大学医学部医学科における入学定員増の延長措置に伴い、学則の所要の改正を行うもの

審議の結果、21案件はすべて了承された。

- (22) 内部統制システムについて
学長から、本件について、平成29年度のモニタリングの実施状況を報告するとともに、次年度のモニタリング項目について審議いただくも

のである旨の説明があった。

次いで、和田理事から、「国立大学法人佐賀大学における業務の適性を確保するための体制等について」の運用にあたり、内部統制担当理事は、本法人における内部統制システムが有効に機能しているか、役員会の議を経て定める項目についてモニタリングを行い、その結果を役員会に対して報告を行うものであり、80項目中5項目について、取組が不十分であったこと、また、平成30年度のモニタリング項目については、今年度のモニタリングにおいて、内部統制担当理事の評価が【C】であった項目及びコンプライアンスに関する取組（ハラスメント、情報セキュリティ、研究不正、研究費不正等）の確認の2項目についてモニタリングを実施したい旨の説明があり、審議の結果了承された。

(23) 平成28年度監事監査報告に対する改善等措置について

学長から、本件について、平成28年度監事監査報告に対する改善等措置について審議するものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、国立大学法人佐賀大学監事監査規則第10条第1項及び第2項の規定に基づき、「平成28年度監事監査結果報告書」が監事から提出されたことに対し、「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」に基づき、各部局長、各部長は該当する指摘事項について、改善策を検討、実施し、その内容について監事とあらかじめ協議した結果を3月7日の拡大役員懇談会で報告したところ、その改善等措置について、一部加筆訂正のうえ、本役員会で審議、決定後、学長から監事へ通知するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(24) その他

特になし。

2 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

山下医学部附属病院長から、平成29年度附属病院収支実績、月別材料比率の推移、附属病院の目標達成状況、稼働額明細等について報告があった。

学長から、待ち患者の現状の改善について発言があった。

(2) その他

特になし。

3 その他

事務局長から幹部事務職員の異動について報告があった。

以上